

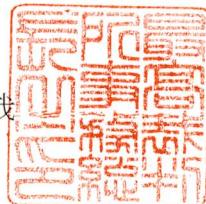
最高裁秘書第2317号

令和4年7月29日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 真 敦



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、大阪家庭裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

未成年後見人をしていた古賀大樹弁護士の業務上横領の疑いのある行為について大阪家裁が作成し、又は取得した文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和3年12月22日付け（同月24日受付）

2 答申番号

令和4年度（情）答申第11号

担当課 秘書課文書開示第二係 電話03（4233）5240